



あまみ

はーとふる

福祉ガイドブック



発刊にあたって

「奄美地区地域自立支援協議会」は、奄美市を中心に奄美大島の5つの市町村、奄美市・大和村・龍郷町・宇検村・瀬戸内町をひとつの圏域として平成22年4月に設立されました。

この「自立支援協議会」は平成18年に施行されました「障害者自立支援法」が目指している「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的とするもので、障がい者をめぐる地域の課題などについて、福祉サービスに携わる方々と情報の共有化を図り、関係機関との連携をとりながら、よりよい支援を行うことを目的としております。

このたび、「障害者自立支援法」に関しましては、難病患者を障害福祉サービスの対象に加えることを盛り込んだ「障害者総合支援法」が、平成24年6月20日法改正され、一部を除き平成25年4月1日から、施行されることとなりました。

その中で、自立支援協議会も法定化され、市町村の障害福祉計画にはあらかじめ自立支援協議会の意見を聞くよう努めることとなっており、その役割はますます重要になってきました。

このような中、奄美地区地域自立支援協議会は、平成23年度事業で「はーとふる（福祉ガイドブック）」を関係各位のご協力により作成いたしました。この障害者福祉ガイドブックが地域で暮らす障がい者及び障がい者福祉に携わる方々のお役に立てれば幸いです。

終わりに、この「はーとふる（福祉ガイドブック）」を作成するに当たってご協力をいただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月吉日

奄美地区地域自立支援協議会
会 長 重 山 納

この福祉ガイドブックは、障害者自立支援法による各種障害福祉サービス関係やその他、障がい者のための制度を記載しています。内容は、平成24年3月時点で作成しておりますので、内容が変更される場合があります。

また、介護保険で同様のサービスが受けられる方は、介護保険が優先となります。

もくじ

1. 手帳	4
1) 身体障害者手帳	4
2) 療育手帳	4
3) 精神障害者保健福祉手帳	4
2. 医療	5
1) 自立支援医療 (精神通院医療、更生医療、育成医療)	5
2) 未熟児養育医療給付	6
3) 乳幼児医療費助成事業	6
4) 重度心身障害者医療費助成制度	7
5) ひとり親家庭医療費助成制度	7
6) 小児慢性特定疾患治療研究事業	7
7) 特定疾患治療研究事業	8
8) 高額医療費助成制度	8
3. 手当	9
1) 特別児童扶養手当	9
2) 障害児福祉手当	9
3) 児童扶養手当	9
4) 特別障害者手当	10
5) 在宅重度心身障害児・者等介護人手当	10
4. 障害年金	11
1) 障害基礎年金	11
2) 障害厚生年金	11
5. 日常生活の援助	12
1) 補装具の給付	12
2) 日常生活用品の給付	12
6. 各種料金の割引・助成	13
1) 携帯電話の基本使用料金等割引	13
2) NTT 番号案内	13
3) NHK 放送受信料の減免	13
4) 交通費助成	14

5)	航空旅客運賃割引	14
6)	心身障害児療育旅費助成制度	14
7)	心身障害児(者)施設入所児(者)等旅費助成	15
8)	臓器機能障害者等旅費助成	15
9)	駐車禁止除外指定車証の交付	15
7. 税の軽減		16
	税金の控除、減免	16
8. その他		18
	福祉サービス利用支援事業	18
9. 福祉サービスのしくみ		19
10. 事業所紹介		23
1)	愛の浜園	24
2)	明りの家	25
3)	あしたば園	26
4)	あまみ障害者就業・生活支援センター	27
5)	あらいぐま	28
6)	希望の星学園	29
7)	ここ	30
8)	滝の園	31
9)	チャレンジドサポート奄美	32
10)	なのはな園	33
11)	のぞみ園	34
12)	ひかりの宿	35
13)	星窪きらり	36
14)	星の園	37
15)	ユーアイ工房	38
16)	ゆらい	39
17)	ワークセンター奄美	40
18)	ジョイワーク奄美	41
11. 訪問介護事業所一覧		42
12. 各種相談・問い合わせ窓口		47
13. 奄美地区地域自立支援協議会		48
14. 奄美バリアフリーマップ		49

目的別 索引

サービス・制度について

日常生活を送る上で、関係が深いものを載せています。
「何か利用できるサービスはあるかな?」「申請の仕方が分からない」「こんな時どうしたらいいの?」など、分からないことがあれば、制度についてのページをご覧ください。

サービス・制度

事業所紹介

奄美島内の施設及び事業所を紹介しています。
様々なサービス内容を行なっている事業所がありますので、気になる事業所がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

事業所紹介

その他

奄美地区地域自立支援協議会の内容や、奄美市内のバリアフリーマップなどを載せています。マップは取り外し可能なので、ぜひお出掛けの際に活用ください。

その他

内容につきましては、平成24年3月を基準に記載していますが、より詳しい内容は各事業所、施設団体にお問い合わせ下さい。
また、各事業所への見学につきましては、事前に電話でのご連絡をお願いいたします。



1. 障害者手帳

様々な福祉サービスを利用しやすくなる制度です。それぞれの障がいによって手帳は異なります。手帳取得の為に、市町村役場での申請が必要になります。交付後に、障がいの状態が変更になったり、県外へ引っ越ししたり氏名が変わった場合は「変更の申請」、手帳を紛失したり破損した場合は「再交付」が必要です。

1. 身体障害者手帳

窓口：各市町村保健福祉課

交付申請には、県知事の指定を受けた医師の診断書が必要です。

（手帳は、障がいの程度によって重い方から 1～6 級の区分があり、等級によって援助の内容が異なります。）

＜必要な書類＞

- 申請書 ●写真（たて 4cm×よこ 3cm、脱帽の上半身）
- 医師の診断書 ●印鑑

障害者手帳を申請するにはどうしたらいいのかな？



2. 療育手帳

知的障がい(児)者が福祉サービスを利用する時に必要な手帳です。

等級：A1・A2・B1・B2（重度の順）事前に判定が必要です。

＊18歳未満：大島児童相談所（2年毎に更新が必要） ＊18歳以上：知的障害者更生相談所

＜必要な書類＞

- 申請書 ●写真（たて 4cm×よこ 3cm、脱帽の上半身）
- 印鑑

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約（生活障害）がある方が対象です。本人の申請により交付されます。手帳を取得することで、様々な福祉サービスを利用することができます。

等級：1級・2級・3級（重度の順） 有効期限：2年間（更新手続きは3ヶ月前からできます）

＜必要な書類＞

- 申請書 ●写真（たて 4cm×よこ 3cm、脱帽の上半身） ●印鑑
- ①か②のどちらか
- ①医師の診断書
- ②年金証書の写し・直近の年金振込通知書の写し

2. 医 療

1. 自立支援医療

窓口： 各市町村保健福祉課

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療です。自己負担は原則 1 割ですが、一定所得以下の世帯の方には、月額自己負担額限度額が設けられます。

① 精神通院医療

精神疾患があり、通院による継続的精神医療が必要な方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の一部を給付します。

対 象 者	申請に必要なもの
統合失調症・躁うつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障害・アルコールや薬物関連障害（依存症等）の方	●申請書 ●医師の意見書 ●医療保険が同一の方全ての保険証 ●同意書 ●印鑑 ●市町村民税課税（非課税）証明書 ●その他年金等の収入が確認できるもの

② 更生医療

身体障害者手帳を持っている方（18 歳以上）が、障がいを軽くしたり回復させるために必要な医療（角膜移植術・ペースメーカー埋込み手術・関節形成手術・人工内耳手術・心臓手術・人工腎臓透析・肝臓移植術・抗 HIV 療法など）を受ける場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

対 象 者	申請に必要なもの
・身体障害者手帳を持っている方（18 歳以上）	●申請書 ●医師の意見書 ●身体障害者手帳 ●同意書 ●印鑑 ●医療保険が同一の方全ての保険証 ●市町村民税課税（非課税）証明書 ●その他年金等の収入が確認できるもの

③ 育成医療

身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18 歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に給付が受けられる制度で、事前申請を原則とします。育成医療に該当する医療費の 1 割分が自己負担となります。

対 象 者	申請に必要なもの
・身体に障がいのある児童（18 歳未満）	●申請書 ●医師の意見書（診断書） ●「世帯」調書 ●市町村民税課税（非課税）証明書 ●医療保険が同一の方全ての保険証 ※生活保護を受給されている場合は生活保護受給証明書

○所得による上限

世帯の所得に応じて5つの区分に分けられ、それぞれに負担上限額が決められています。

区 分	世帯の収入状況	月額上限額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で障害者の年収が 80 万円以下	2,500 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯で障害者の年収が 80 万円以上	5,000 円
中間的な所得	市町村民税課税世帯で市民税所得割額が 23 万 5 千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	市町村民税課税世帯で市民税所得割額が 23 万 5 千円以上	自立支援医療費支給の対象外

2. 未熟児養育医療給付

未熟児等が養育のために病院・診療所に入院する場合、医療費の自己負担について所得に応じた給付が受けられます

窓口：名瀬保健所

申請に必要なもの

- 養育医療申請書（申請者が記入）
- 世帯調書（申請者が生計を共にしている者全員を記入）
- 養育医療意見書（養育医療指定機関の医師が記入）
- 所得税の証明書（同一世帯で所得している者全員）
- 健康保険証
- 申請者の印鑑

3. 乳幼児医療費助成事業

6 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までにある乳幼児（就学前の乳幼児）の保護者に対し、6 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの保険内診療一部負担金の額を全額助成します。ただし、高額療養費や附加給付金等、他の医療給付を受けた場合は、その額を差し引き助成します。申請は診療月の翌月から起算して 6 ヶ月以内です。

窓口：各市町村保健福祉課

申請に必要なもの

- 保険証（出生の場合は子どもの名前が記載された保険証）
- 印鑑
- 保護者の預金通帳（口座番号の分かるもの）

4. 重度心身障害者医療費助成制度

窓口：各市町村保健福祉課

重度の障がいのある方の医療費の自己負担分の一部を助成します。

対 象 者	申請に必要なもの
・身体障害者手帳 1 級～2 級の方 ・療育手帳等級A：A 1 A 2の方 ・身体障害者手帳3級で、療育手帳B 1の方 ・精神保健福祉手帳 1 級	●各障害者手帳 ●健康保険証 ●対象者の通帳（郵便局以外の通帳） ●印鑑

5. ひとり親家庭医療費助成制度

窓口：各市町村保健福祉課

児童を扶養するひとり親家庭の母又は父及び児童と母または父のいない児童に対し、自己負担額の全額を助成します。

（児童とは、18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日まで）



6. 小児慢性特定疾患治療研究事業

窓口：名瀬保健所

特定の慢性小児特定疾患のうち特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費負担を軽くすることを目的として行われ、生計中心者の所得に応じて自己負担があります。

対 象 者	申請に必要なもの
・悪性新生物・慢性腎疾患・ぜんそく ・慢性心疾患・内分泌疾患・膠原病・糖尿病・先天性代謝異常・血友病等血液疾患・神経、筋疾患 ※10 疾患群で新規は18 歳未満までとするが、継続は全疾患20 歳未満まで可。	● 認定申請書 ●住民票謄本 ● 医療意見書 ●所得税の証明書 ● 同意書 ●印鑑 ● 保険証の写し

7. 特定疾患治療研究事業

窓口：名瀬保健所

難病患者の医療費の助成制度です。保険診療では治療費の自己負担分は3割ですが、その自己負担分の一部を国と都道府県が公費負担として助成しています。現在は、56疾患がこの制度の対象です。

対 象 者	申請に必要なもの
・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症など (56疾患)	●特定疾患医療受給者証交付申請書 ●臨床調査個人票（医師の診断書） ●住民票及び患者の生計中心者の所得に関する状況を確認することができる書類

8. 高額医療費助成制度

医療機関等に支払った額が一定額を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する制度です。所得額により一部負担金の限度額が変わります。

窓口：各市町村 国民年金課
75歳以上（奄美市の場合）
奄美市役所 高齢者福祉課



3. 手 当

1. 特別児童扶養手当

各窓口：各市町村保健福祉課

政令で定める程度の障がいの状態にある 20 歳未満の児童を養育している保護者または養育者に支給されます。

対 象 者	申請に必要なもの
・重度の場合 療育手帳 A1・A2 又は 身体障害者手帳 1～2 級 月額：50,400 円（所得制限あり）	●戸籍謄本 ●住民票謄本 ●医師の診断書 （手帳所持者は省略できる場合あり） ●印鑑
・中度の場合 療育手帳 B1 又は 身体障害者手帳 3 級 月額：33,570 円（所得制限あり）	

2. 障害児福祉手当

最重度の障がいのため、日常生活で常時介護を必要とする児童の在宅生活を向上させるために支給される手当です。

対 象 者	申請に必要なもの
・療育手帳 A1・A2 程度 又は、身体障害者手帳 1～2 級程度 月額：14,280 円	●手当請求書 ●医師の診断書 ●住民票謄本 ●所得状況届 ●所得証明書 ●身体障害者手帳又は療育手帳 ＊年金受給している場合 ●障害年金の金額のわかるもの （支払通知書ハガキ又は、通帳の写し）

3. 児童扶養手当

父母の離婚などにより母または父と生計をともにしていない児童の母又は父、若しくは母または父が身体などに重度の障がいがある児童の母又は父、あるいは母又は父に代わってその児童を養育している方（所得等による制限があります）に対し、手当を支給します。

※児童とは、18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日まで。

対 象 者	申請に必要なもの
・1 人の児童：41,430 円 （一部支給：所得に応じて、月額 9,780 円～41,420 円の範囲内） ・2 人の児童：加算額 月に 5,000 円 ・3 人以上 1 人につき：加算額 月に 3,000 円	●戸籍謄本 ●申請者 名義の通帳 ●印鑑 ●所得証明書（場合によって必要）

4. 特別障害者手当

日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある、在宅の重度障がい者（20 歳以上）の方に支給されます。

対 象 者	申請に必要なもの
・療育手帳 A1・A2 程度 又は、身体障害者手帳 1～2 級程度 月額：26,260 円（所得制限あり）	●手当請求書 ●医師の診断書 ●住民票謄本 ●所得状況届 ●身体障害者手帳又は療育手帳 ●所得証明書 ＊年金受給している場合 ●障害年金の金額のわかるもの（支払通知書ハガキ又は、通帳の写し）

5. 在宅重度心身障害児・者等介護人手当

心身障害児等を介護している者に介護人手当が支給されます。

対 象 者	申請に必要なもの
療育手帳 A1・A2 又は身体障害者手帳重度判定の児童等の介護者 ＊瀬戸内町は未実施 ○奄美市：年額 45,000 円 （支給月：3 月） ○龍郷町・宇検村：年額 60,000 円 ○大和村：年額 30,000 円	●在宅重度心身障害児・者等介護人手当認定申請書 ●世帯全員の住民票 ＊各市町村によって、支給要件が異なります。詳しくは、各市町村担当者へご確認ください。

4. 障害年金

病気やけがによって、日常生活に制限を受ける状態になったときに、条件を満たせば支給される年金です。医療機関を初めて受診した日（初診日）に加入していた年金によって、相談・申請先が異なります。

1. 障害基礎年金

窓口： 各市町村年金課

対 象 者	金 額
・ 初診日に国民年金に加入中だった場合 ・ 初診日前に保険料を納めていた期間が加入期間の3分の2以上あること ・ 20歳前に病気やけがによって障害状態となった場合には、20歳に達した時から支給されます。（この場合、本人の所得制限があります）	● 1 級 年額 990,100円 ● 2 級 年額 792,100円

2. 障害厚生年金

窓口： 年金事務所

対 象 者	金 額
・ 初診日に厚生年金に加入だった場合 ・ 障害等級表の1級～3級に該当する障害の状態 ・ 保険加入期間の納付条件を満たしていること	1 級～3 級 （支給額は、報酬額から計算されます）

※障害基礎年金、障害厚生年金ともに、上記に記載している以外の要件、例外等ありますので、詳しくは、年金事務所等で相談ください。

5. 日常生活の援助

1. 補装具の給付

窓口：各市町村保健福祉課

車いす、補聴器等の身体機能を補完、代替し長期間にわたり継続して使用される補装具の購入・修理に必要な費用を支給します。

対 象 者	申請に必要な物
身体障害者手帳所持者	●印鑑 ●申請書 ●医師の意見書 ●課税状況調書 ●見積書

*購入・修理までの流れ

- ①市町村窓口申請書類を提出します。
- ②専門機関で、補装具の必要性について判定のうえ、支給決定をします。
- ③補装具製作事業者と契約を結び、補装具を製造又は修理してもらいます
- ④購入・修理に掛かる費用のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

*費用・・・補装具の購入費用、修理費用の1割の定率負担額が発生しますが、市民税の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

市 民 税 課 税 状 況 等	負担上限月額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

2. 日常生活用品の給付

窓口：各市町村保健福祉課

日常生活上の便宜を図るための用具であって、一般的に普及していない用具（特殊寝台、ストーマ用装具等）を支給します。

対 象 者	申請に必要な物
身体障害者手帳所持者	●印鑑 ●申請書 ●医師の意見書 ●課税状況調書 ●見積書

*費用・・・購入費用の一割に相当する額（生活保護世帯・市民税非課税世帯を除く）

対 象 者	品 目
視覚障害1・2級	盲人用時計・点字タイプライター・電磁調理器・盲人用体温計・活字文書読み上げ装置・盲人用体重計・歩行時間延長信号用小型送信機・ポータブルレコーダー・点字器
視覚障害全て	拡大読書器・点字図書

聴覚障害２級以上	屋内信号装置・点字ディスプレイ（視覚障害２級以上の重複障害者）
聴覚障害者全て	通信装置（FAX等）・情報受信装置
下肢または体幹 機能障害１・２級	便器・特殊マット（１級）・特殊寝台・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・ 移動用リフト・居宅生活補助用具（３級以上）
下肢障害全て	入浴補助具・居宅生活補助用具（１級以上）・移動移乗支援用具
上肢障害１・２級	特殊便器
じん臓障害１～３級	透析液加湯器
１・２級障害全て	火災警報器・自動消火器
その他	ネブライザー・電気式たん吸引機・携帯用会話補助装置・ストマ装具・酸素 ボンベ運搬車・人工咽頭・杖・頭部保護帽

6. 各種料金の割引・助成金

1. 携帯電話の基本使用料金等割引

身体障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、携帯電話の基本料金等が割引される場合があります。詳細については、各携帯電話会社にお問い合わせください。

2. NTT 番号案内サービス

目や上肢等が不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用には、事前に登録が必要です）

○手続き等に関するお問い合わせ

NTT 西日本 フリーダイヤル ０１２０－１０４１７４

3. NHK 放送受信料の減免

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方がいる世帯、社会福祉施設入居者が設置するテレビの放送受信料が減免される場合があります。

○手続き・・・所定の申請書に市町村の福祉課で証明を受けてから、NHK に提出します。

全面免除	半額免除
身体障害者の属する低所得世帯	視覚・聴覚障害者世帯で世帯主 肢体不自由１・２級で世帯主

4. 交通費助成

障がいのある方に対して、バス乗車時の助成をしています。

対 象 者	
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者	●各手帳を提示すると 割引になります



5. 航空旅客運賃割引

障がいのある方が、単独または介護者の方と共に国内定期航空路線を利用する場合、運賃が割引されます。

対 象 者	手 続 き
身体障害者手帳所持者（介護者含む）	航空券販売窓口对身体障害者手帳を提示して航空券を購入。
療育手帳保持者（介護者含む）	航空券販売窓口割引運賃の適用対象者である旨の証明印が押印された手帳を提示して航空券を購入。

	第 1 種	第 2 種
障害区分 ・ 等級	視覚 1～3 級、4 級の一部・聴覚 2～3 級 肢体 1 級、2～3 級・療育手帳 A	第 1 種以外の方
適 用 範 囲	障がい本人および本人と同乗する介護者 1 名に適用される。	障がい者のみ

6. 心身障害児療育旅費助成制度

窓口：各市町村保健福祉課

心身障がい児が県本土の医療機関等で療育を受ける際の旅費の助成をします。

対 象 者	手 続 き
心身障がい児とその保護者 ＊年5回まで ＊宇検村は未実施	●医療機関発行の証明書 ●申請書

船 舶	航 空
名瀬～鹿児島間 旅費 2 等実費の半額相当	最大奄美空港～鹿児島空港 航空機旅費実費の 4 分の 1 助成

7. 心身障害児(者)施設入所児(者)等旅費助成

窓口：奄美市福祉政策課(奄美市のみ実施)

本島外の施設入所障がい児(者)が帰省するための旅費助成及び心身障がい児の療育に関する旅費助成します。

対 象 者	申 請 書 類
心身障害児(者)施設等に入所している者で、奄美市に出身世帯を有する者及びその家族	●申請書 ●当該施設長の証明

8. 臓器機能障害者等旅費助成

臓器機能障がい者の移植手術に対する旅費助成をします。

窓口：各市町村保健福祉課

対 象 者	申 請 書 類
●臓器の機能低下又は機能不全により島外の医療機関において臓器の移植手術を受ける者又は、臓器を提供する手術を受ける者。 ●現在住んでいる市町村に 1 年以上住所を有するもの。	●申請書 ●入院及び通院に係る期間を証明する書類 ●旅費の領収書の写し ●その他必要と認める書類

9. 駐車禁止除外指定車証の交付

窓口：奄美警察署

標識による駐車禁止の交通規制が実施されている場所に駐車可能。

障がいのある方に対する駐車禁止除外指定車標章の交付が受けられます。

対 象 者	申 請 書 類
●身体障害者手帳所有者 ●療育手帳所有者(A・A1・A2) ●精神保健手帳所有者(1 級) ●小児慢性特定疾患手帳所有者(色素性乾皮症)	●手帳 ●免許証 ●印鑑



各種料金の割引・助成金について、
詳しくは各市町村保健福祉へお尋ね下さい。

7. 税の軽減

区 分	要 件	控除・減免額	お問い合わせ
所得税	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障害者控除：27 万円 特別障害者控除：40 万円 同居特別障害者控除：75 万円	大島税務署 ※自動音声案内
	障がいのある方が居住する家屋に、住宅ローン等を利用して、一定の要件に該当するバリアフリー改修工事等を含む増改築工事を行った場合	バリアフリー改修工事等に充てるための住宅ローン等残高の一定割合(最高 12 万円)を、居住年以降 5 年間の各年にわたり、所得税の額から控除	
	障がいのある方が居住する家屋に自己資金で一定の要件に該当するバリアフリー改修工事等を行った場合	バリアフリー改修工事等に要した費用の額等(最高 150 万円)の 10%を居住年の所得税の額から控除	
住民税	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障害者控除：26 万円 特別障害者控除：30 万円 同居特別障害者配偶者・扶養控除：配偶者控除額、扶養控除額に 23 万円加算	各市町村税務課
	障がいのある方で、前年の合計所得金額が 125 万円（給与収入では 2,043,999 円）以下の場合	非課税	
固定資産税	平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに障がいのある方等が居住する家屋で一定の要件に該当するバリアフリー改修工事が行われた場合	100 ㎡相当分の固定資産税を 3 分の 1 減額	各市町村税務課
相続税	障がいのある法定相続人が相続または遺産により財産を取得した場合	85 歳（相続開始が平成 22 年 3 月 31 日以前の場合は 70 歳）に達するまでの年数に 6 万円（特別障害者は 12 万円）を乗じた金額を相続税額から控除	大島税務署 ※自動音声案内
贈与税	重度の障がいのある方（特別障害者）が、特別障害者扶養信託契約によって受益者となる場合	当該信託の利益を受ける権利（信託受益権）の価額（信託財産の価額）のうち 6000 万円までは非課税	
個人事業税	障がいのある方で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が 310 万円以下の場合	税額から 7,500 円を限度として減免	鹿児島県総務部税務課
	視覚に重度の障がいのある方が、あんま・はりなど医業に類する事業を行う場合	非課税	

区 分	要 件	控除・減免額	お問い合わせ
軽自動車税	障がいのある方のために利用される軽自動車で、障がいのある方を介護する方のために運転するもの（いずれも減免の対象となる障がいのある方は、一定の範囲の障がいを有する方です）構造上、障がいのある方のためのものと認められる軽自動車 ・構造上専ら身体障がい者等の方の利用に供する自動（対象となる自動車）	減免	各市町村税務課
自動車税 自動車取得税	・身体障がい者等が所有する自動車で、専ら当該身体障がい者等が運転する自動車 ・身体障がい者等が所有する自動車で、身体障がい者等の通院・通学・通所又は生業のために、当該身体障がい者等と生計を一にする方が運転する自動車（ただし、身体障がい者で18歳未満の方又は精神障がい者と生計を一にする方が所有する自動車を含みます。） ・身体障がい者等が所有する自動車で、専ら当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）の通学、通院、又は生業のために当該身体障がい者等を常時介護する者が運転する自動車※減免の対象となる自動車は、身体障がい者1人につき1台です。なお、すでに減免を受けている車（軽自動車を含む）の抹消または移転登録をせずに、新たに減免の申請は出来ませんのでお気を付けください。	免除 減免	大島支庁 県税課

8. その他

○福祉サービス利用支援事業

障がい者や高齢者で自らの判断能力に不安のある方で、福祉サービスの利用手続き、日常生活の金銭の支払い等にお困りの方を、地域の社会福祉協議会の専門員及び利用支援員が、ご相談からサービスの提供までをお手伝いいたします。

Q1.どのような支援が受けられますか？

① 福祉サービス利用の手続きをお手伝いします！

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談、申込み、解約の手続き
- 福祉サービス利用料金の支払い代行
- 苦情解決の手続き など・・・

② 日常生活のお金の出し入れをお手伝いします！

- 年金、福祉手当等の受領に必要な手続き
- 医療費、公共料金、税金等のお支払
- 日用品購入代金のお支払
- 預貯金の出し入れ、また預貯金の解約等の手続き

③ 印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします！

保管できる証書類 <例>

- 年金証書 ●保険証書 ●その他社会福祉協議会が適当と認める書類

※宝石、書画、骨董品、貴金属類や有価証券などはお預かりできません。

Q2.費用はかかりますか？

相談は無料です。

利用支援員のお手伝いは有料で、1回の訪問・支援につき1,200円です。

ただし、生活保護受給者は無料です。

Q3.どのようにすれば利用できますか？

まずは、ご本人、またはご家族、民生委員などを通じてお近くの社会福祉協議会にご連絡ください。

9. 障害者福祉サービスのしくみ

障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、様々なサービスを提供します。

自立支援給付

介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 行動援護
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 生活介護
- ・ 療養介護
- ・ 障害児通所支援
- ・ 共同生活介護（ケアホーム）
- ・ 施設入所支援
- ・ 同行援護

訓練等給付

- ・ 就労移行支援
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療制度

- ・ 更生医療
- ・ 精神通院医療
- ・ 育成医療

補装具の支給・修理

障害者（身体・知的・精神）・障害児

地域生活支援事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 日常生活用具給付事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 自動車運転免許取得費助成事業
- ・ 自動車改造費助成事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 訪問入浴サービス事業 など

その他の事業

- ・ 各種手帳交付（身体・知的・精神）
- ・ 各種手当支給制度
- ・ 重度心身障害者医療費助成
- ・ 重度障害者住宅改造費助成
- ・ 税金の控除・免除
- 【各種事業者のサービス】
- ・ 旅客運賃の割引（航空、バス）
- ・ 有料道路通行料の割引
- ・ NHK放送受信料の免除
- ・ NTT西日本通信サービス など

○障害者自立支援法のサービス内容○

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

サービス・制度	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ) ＜区分1～6＞		ヘルパーが家に来て、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や通院時の介助を行います。
		重度訪問介護 ＜区分4～6＞		ヘルパーが重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、居宅介護や外出時の手伝いを総合的に行います。
		行動援護 ＜区分3～6＞		知的障がいや精神障がいにより自己判断能力が制限されている人に、ヘルパーが側にいて危険を回避するために外出時の支援を行います。
		障害児通所支援		療育を必要とする障がい児に、日常生活上の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
		短期入所 (ショートステイ) ＜区分1～6＞		自宅で介護を行う人が病気になった等の場合に、短期間施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
		療養介護 ＜区分5～6＞		医療の必要な障がい者で、常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
		生活介護 ＜区分3～6＞		常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動等の機会を提供します。
		施設入所支援 ＜区分4～6＞		施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事介護等を行います。
		共同生活介護 (ケアホーム) ＜区分2～6＞		共同生活の場所で、入浴や排せつ、食事介護等を行います。

訓練給付	自立訓練 (機能訓練)		体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を行います。(18ヶ月以内)
	自立訓練 (生活訓練)		障がいのある人が、地域での生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を行います。 (2～3年以内)
	就労移行支援		就職希望がある人に対して、個別プログラムを作成、職場実習を行い、一般企業への就労にむけて必要な知識や能力向上のための訓練を行います。(2年以内)
	就労継続支援 (B型)		一般企業等への就労が困難な方に、生産活動の機会を設け、職業能力の向上を図ります。
	共同生活援助 (グループホーム) ＜非該当～区分1＞		地域で共同生活している人に、相談や日常生活上の援助を行います。

地域生活支援事業	市町村ではこんなサービスも行っています		
	相談支援事業		障害福祉サービス等についての情報提供や相談、申請時の支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。
	移動支援 (ガイドヘルプ)		外出時の移動の支援を行います。支援の方法(個別・集団・車両)等は各市町村によって異なります。
	地域活動支援センター		創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う場として活用することができます。
	その他にも、「コミュニケーション支援事業」「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援」「日常生活用具給付事業」「補装具給付事業」など、市町村が地域の特性等に応じて必要な事業を行います。詳しくはお住まいの市町村役場へお尋ね下さい。		

自立支援医療	更生医療	身体障がいの方が身体の機能障害を軽減または改善するための医療。
	精神通院医療	精神障がいがあり、通院医療を受ける方が、公費の医療費補助を受けられることができる制度。
	育成医療	身体に障がいのある児童に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療。

○福祉サービス利用の流れ○



困ったなあ
どうすれば
いいの？

障害者自立支援法が改正され、平成24年4月からサービスを利用する時に『サービス等利用計画書』の作成が義務づけられました。

お気軽に「相談支援専門員」にご相談下さい。
ご相談は無料です。

①まずは相談

1. 各市町村の福祉課か相談支援事業所へ行き、相談支援専門員（相談にのってくれる専門家）に相談しましょう。
2. 相談支援事業所がどこにあるかわからない場合は、各市町村の福祉課や施設の人へお尋ね下さい。

②申請します

1. 利用したいサービスについて、市町村の福祉課へ申請書を提出します。
2. 申請後、調査員が自宅等を訪問し、心身の状況等をお聞きします。
その際には、かかりつけ医に『医師意見書』を書いて頂く場合があります。

相談支援専門員が
お手伝いします。



③「サービス等利用計画案」を作ります
相談支援専門員が『サービス等利用計画案』（いつ、どのサービスをどのくらい使うか予定表）を作ります。（自分で作成する事もできます）

⑨モニタリング

サービスを利用してどうだったか振り返ってみます。

④障害程度区分が認定されます

1. あなたの障害程度区分（必要なサービスのめやす）が決まります。
2. 障害程度区分が書かれた「受給者証」が届きますので、確認しましょう。

⑧サービス利用を開始します

サービス等利用計画にそってサービスを利用します。

⑤市町村が支給決定します

サービス担当者会議をします。

⑦契約

1. 事業所が決定したら、事業者と契約をします。
2. 契約等の説明後、名前を書いて判を押します。

⑥決定した「サービス等利用計画」を作ります。

相談支援専門員が正式な「サービス等利用計画」を作ります

10. 事業所紹介

～相談～

相談支援事業



～日中活動の場所～

自立訓練

生活介護

日中一時支援

地域活動支援センター

～住まい～

施設入所支援

短期入所

グループホーム



～働く～

就労移行支援

就労継続支援B型



～療育（児童）～

障害児通所支援



「どんな事業所があるのかな?」「どんな内容なのかな?」

様々な事業所がありますので、上の図を参考に各事業所紹介をご覧ください。

また、福祉サービスの利用の仕方や生活の事など、お気軽に相談支援事業所へご相談ください。





社会福祉法人 慈愛会
障害者支援施設
愛の浜園

施設入所支援

グループホーム

短期入所

生活介護

日中一時支援

就労継続支援B型



住所：〒894-0047

奄美市名瀬知名瀬2504番地

TEL：0997-54-8011

FAX：0997-54-8012

MAIL：ainohamaen@po3.synapse.ne.jp

HP：<http://www2.synapse.ne.jp/ainohamaen>

利用時間

●施設入所、グループホームケアホーム
：年中無休

●生活介護、就労B、短期入所、日中一時
：月～金（12/30～1/3はお休み）

（事業の内容・定員）

- 入所施設事業（定員 40名）
- グループホームケアホームフレンド
（男性 10名 女性 6名）
- 生活介護事業（定員 45名）
- 就労支援B型事業（定員 15名）
- 短期入所（定員 4名）
- 日中一時事業



施設入所

- * 事業の定員 40名
- * 事業所の営業日 年中無休



グループホーム・ケアホーム

- * 事業定員 男性10名 女性6名
- * 事業所の営業日 年中無休



生活介護

- * 事業定員 45名
- * 月曜日から金曜日
（12月30日から1月3日は除く）
午前9時から午後5時まで



就労継続B型

- * 事業の定員 15名
- * 月曜日から金曜日
（12月30日から1月3日は除く）
午前9時から午後4時まで



特定非営利活動法人
就労支援施設

明りの家



奄美は宝の島

シマの食材を加工し、インターネットで販売をしています
不思議な機械を使って安全にいていねいに
衛生的な環境で音楽を聴きながら♪
やさしい心で苗もどんどん育ちます

サービス内容

- ・会館や病院の清掃
- ・加工食品製造
- ・販売促進用小物の製作
- ・農園の管理
- ・育苗

あまみ障害者就業・生活支援センターの協力のもと、
職場実習や就職にもチャレンジしていきます

住用豪雨災害ボランティア



就労継続支援B型

住所：〒894-0047

奄美市名瀬知名瀬2478番地3

TEL：0997-55-6700

FAX：0997-55-6701

MAIL：akari-re@f4.dion.ne.jp

HP：<http://akarinoie.com/>

利用時間：月～金 9時～15時



・縦ピローという機械で食品を包装します

・食品会社と同じラインで働きます 労働の喜びと収入を得て自立していきます

原野を開墾しました



<就労訓練概要>

就労訓練手当A勤・B勤・C勤・D勤(1時間500円～200円)内容・能力・姿勢により担当職員が毎日評価します。

<通勤>

自宅近所の指定場所まで送迎します。作業場での現地集合・現地解散の場合があります。

<昼食>

昼食を提供します(実費負担:1食400円茶菓子代含む)。月2回はレクレーションの日となります。

社会福祉法人 三環舎
障害福祉サービス事業所

あしたば園



社会参加と自立した生活を目指します

本人、保護者と話し合いながら、個別の支援計画を作成し、関係機関との協力連携をとりながら自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援しています。

就労移行・就労継続B

パンやケーキの製造販売、アルミ缶の分類作業等を通して、就労に向けた基礎的な知識と体力の向上を目指します。また、定期的な勉強会で就労や地域生活に必要な知識や態度を身につけます。



余暇活動

夏祭りや、利用者交流会、新年会などの行事を通して、利用者及び保護者間の交流を図ります。



就労移行支援

就労継続支援B型

生活介護

住所：〒894-0772

奄美市名瀬西仲勝314番地6

TEL：0997-55-7088

FAX：0997-55-7078

MAIL：ashitaba@rice.ocn.ne.jp

HP：http://www4.synapse.ne.jp/ashitabaen/

利用時間：月～金 9時～16時



生活介護

作業を通して、日々の生活のリズムを整え、入浴やレクリエーション活動で日々の充実した生活を目指します。



自主製品



定番のパンや人気のラスクをはじめ、しょうがの佃煮、黄金花フルーツケーキ、おからクッキーなど種類も豊富に製造しています。

社会福祉法人三環舎 あしたば園は、地域に暮らす障害者の社会参加と自立を目指して、チャレンジジドの仕事の環、余暇活動の環、将来の夢を実現する人の環をつくっていきたいと考えています。障害をマイナスにとらえるのではなく、自分のため、社会のために役立つことがたくさんあります。一人一人が生きがいを感じられるよう個人の尊厳を大切に共に歩んでいきたいと願っています。

あまみ障害者就業・生活支援センター



「働きたい」を応援します！！
障害がある方やそのご家族の方の、就職や生活の相談、
企業の方からの障害者雇用相談などに応じる相談窓口です。

相談は前もってお電話などでご連絡下さい。

(電話・来所・必要に応じて訪問)

☆☆☆お気軽にご相談ください☆☆☆

住所：〒894-0036

奄美市名瀬長浜町5-6

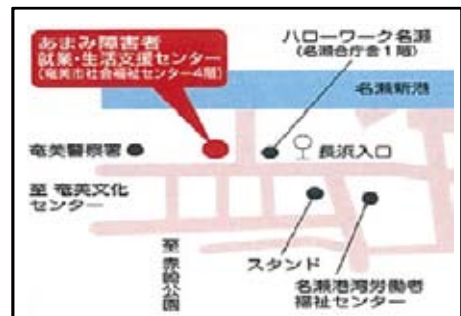
奄美市社会福祉センター4階

TEL：0997-69-3673

FAX：0997-69-3674

MAIL：ssa@kve.biglobe.ne.jp

利用時間：月～金 9時～17時



●就職相談

これまでどのような仕事をしてきたか、これからの仕事の希望などをお聞きして、就職へのプランと一緒に考えていきます。

●職場実習

「どんな仕事が合うか分からない」「仕事を始めるには少し自信がない」という方へは、実際の現場での実習をお薦めしています。経験を積むことで、適職を発見できたり、自信を付けていくことが出来ます。

●就職に向けての準備支援

職場経験のない方や訓練を必要とされている方へ、関係機関等での訓練を紹介します。また、ハローワークや事業所への同行訪問や履歴書作成、面接練習などの支援を行います。

●就職後の定着支援

必要に応じて、職場訪問などを行い、職場での様々な悩みをお聞きし、仕事が長く続くよう仕事内容や対人関係などを調整していきます。

●職場開拓

ハローワークや関係機関と連携して、ひとりひとりに合った仕事を探します。

●生活支援

就業に伴う生活上の悩みや、現在困っていることの相談・アドバイスをを行います。



平成23年8月からオープンしました。障害のある方の、「働きたい!」「働いているけど職場や生活のことで困っている」などの思いのある方の、安定した職業生活の実現に向かって、ハローワークなどの関係機関と協力しながら、総合的にサポートしていきます。

ご本人に合ったお仕事を、お一人お一人に合ったペースでお手伝いしていきます。自分に合う仕事が見つからない、仕事を辞めてから時間が経っている方などへは、職場実習をお薦めしています。

就職職種例：調理補助、清掃、介護補助、事務など、その他。

公益財団法人慈愛会
指定障がい福祉サービス事業所

あらいぐま



対象者：精神障がい者 知的障がい者

作業種目：クリーニング作業・喫茶店の運営・農園作業
洗車作業・施設外作業・法人内緑地整備作業
お菓子やサンドイッチの生産

その他活動：（月1回）レクリエーション、学習会 （年2回）遠足

就労継続支援B型

住所：〒894-0046
奄美市名瀬小宿2838

TEL：0997-54-8911

FAX：0997-54-8911

MAIL：araiguma@po5.Synapse.ne.jp

利用時間：月～金 9時～16時



クリーニング作業



農園作業



洗車作業

当事業所においては、事業所を利用することで生活のリズムを構築し、さらには事業所での訓練及び人との係り又、その他の生活を通して地域生活の中で、自身の状態安定に繋げることを支援・援助することが、施設としての最大の役割だと捉えています。

その他、「あまみ障害者就業・生活支援センター」等の他関係機関と連携を図ることなどを通して一般就労を希望される方への支援も積極的に行っています。

社会福祉法人 クリスト・ロア会
知的障害児施設

希望の星学園

日中一時支援

施設入所支援

短期入所

住所：〒894-0041

大島郡龍郷町赤尾木1490-1

TEL：0997-62-2035

FAX：0997-62-2419

MAIL：hope.hoshinoko@aurora.ocn.ne.jp

利用時間：年中無休



明るく！元気！きれい！
な学園を目指しています。

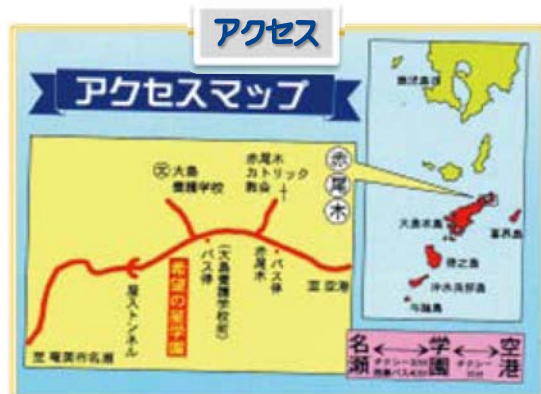
サービス内容

入浴の支援又は清拭
排泄の支援
食事の提供
その他の必要な支援
健康管理(服薬の支援)
相談及び助言
余暇活動

☆大島養護学校 徒歩 5分

☆奄美空港 車 15分

☆奄美市内 車 30分



海と緑に囲まれた自然豊かな地にあります。

登校時



生徒会



- ・定員 60名(利用者数 47名【H24.4現在】 児童 30名 成人 17名)
- ・島内、各離島(喜界、徳之島、沖永良部島、与論島)より利用されています。
- ・平日は、県立大島養護学校、町立赤徳小へ児童は、通っています。
- ・日中一時・短期入所事業、多機能型事業所「星窪ざらり」も行っています。(別途、契約をお願いします。)

社会福祉法人 幸喜会
児童発達支援事業・放課後等デイサービス

障害児通所支援

こ こ

住所：〒894-1506

大島郡瀬戸内町古仁屋船津26番地

TEL：0997-72-1011

FAX：0997-72-1022

利用時間：月～金

(土日祝日は休み)

未就学児 8:30～12:30

就学児 13:30～17:30



サービス内容



☆一年を通して、リズム遊び、感触遊び、ふれあいあそび、運動遊び、クッキング、自然体験活動・・・等を行っています。



☆親子で季節ごとの行事をたのしみます。

- ・ひとりひとりの個性を大切にし毎日の生活を笑顔で過ごせるよう、遊びを通して基本的生活習慣・運動機能の発達援助等を楽しく支援していきます。
- ・青い海、緑の山、澄んだ空気・・・いつも自然を感じられる環境の中、家庭的な雰囲気大切に子どもや保護者が安心して過ごせる空間を提供していけたらと思っています。
- ・午前は未就学児療育・午後は学童療育を実施しています。

社会福祉法人 恵友会
障害者支援施設

滝の園



【利用定員】

(居住系)

- ・施設入所支援 滝の園 40名
- ・グループホーム南風/ケアホームみかぜ 12名

(日中活動系)

- ・生活介護 30名
- ・自立訓練(生活訓練) 10名
- ・就労継続支援B型 10名

(その他)

- ・短期入所(ショートステイ) 4名

サービス内容

『施設入所支援』

・施設に入所している方に、夜間や休日において入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

『グループホーム・ケアホーム』

・地域において共同生活を営み、主として夜間において入浴、排せつ、食事の介護や相談その他の日常生活上の援助を行います。

『生活介護』

・常時介護を要する障害者につき、昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

『自立訓練(生活訓練)』

・自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

『就労継続支援 B型』

・雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、知識や能力向上のための必要な訓練を行います。

『短期入所(ショートステイ)』

居宅において、介護を行う方が疾病やその他の理由により、障害者を短期間、施設入所をさせ、入浴や食事等の介護を受けられます。

施設入所支援

グループホーム

短期入所

就労継続支援B型

自立訓練

生活介護

住所：〒894-3304

大島郡宇検村須古字阿京757番地

TEL：0997-67-2314 FAX：0997-67-2245

MAIL：emi-taki@po2.synapse.ne.jp

HP：http://www2.synapse.ne.jp/takinosono/index.html

利用時間：(日中活動系) 月～金 9時～17時

※12/29～1/3 定休日

(入所系) 年中無休



当事業所は「和親・共同・自治・奉仕」をモットーに、明るく爽やかな生活・活動の場をつくり、積極的な介護・援助活動及び就労活動を行い、また、地域福祉の拠点として施設機能の開放を提供し、地域ボランティア活



滝の園名産
完熟トマト



甘みたつぷり
タンカン

NPO法人

障がい者相談支援事業所

チャレンジドサポート奄美

相談支援事業



住所：〒894-0006

奄美市名瀬小浜町24番8号

TEL：0997-53-1651

FAX：0997-53-1651

MAIL：csa@khh.biglobe.ne.jp

利用時間：月～金 9時～17時

*****チャレンジドとは……*****
*****「障害を持つ人」を表す新しい米語 the*****
*****challenged で挑戦するチャンスを与えら*****
*****れた人という意味を持っています。障害を*****
*****マイナスのみにとらえるのではなく、自分*****
*****のため、社会のためにポジティブに活かし*****
*****て行こうという想いを込めたことばです。*****

地域で暮らすをあたりまえに

地域の中で幼児期から成人まで、ライフステージに沿った支援体制の整備を目指しています。

幼児期の早期発見・早期療育支援

学童期の支援

青年期の支援



相談支援



研修会



発達療育相談



あしたば太鼓



青年期のつどい



サークルきらり



私たちは、障害児（者）やその家族に対して、障害の早期発見・早期療育、障害者の自立と社会参加のための支援活動を行なっています。その活動を通して、関係者・関係機関・団体並びに地域住民のネットワークの充実を図る中で、障害児（者）とその家族が幸せに生活できる地域づくりを目指しています。「奄美療育研究会」からステップアップし、生涯をサポートするために、約250人の会員で活動中です。障害児（者）を支援するための事業の委託を受けています。お気軽にご相談ください。



社会福祉法人 幸喜会 障害者支援施設 な の は な 園

生活介護

日中一時支援

施設入所支援

短期入所



住所：〒894-2232

大島郡瀬戸内町勝能887

TEL：0997-73-2000

FAX：0997-76-0393

MAIL：koukikai@lily.ocn.ne.jp

HP：<http://nanohanaen.jp>

利用時間：月～金(土日はお休み)

8時30分～17時30分

●生活介護

- ・（月～金）定員55名午前8時半から午後5時半
- ・対象 障害程度区分3以上（50歳以上の方は区分2以上）

●施設入所支援

- ・（年中無休）定員40名
- ・対象 障害程度区分4以上（50歳以上の方は区分3以上）

●短期入所支援

- ・（年中無休）定員4名
- ・居宅において、その介護を行う方の疾病その他の理由により、施設等への短期間入所を必要とする障害児・者につき介護その他の必要な支援を行います。

●日中一時支援

- ・瀬戸内町日中一時支援事業実施要綱に基づき、居宅の障害者等の介護を行う方の疾病その他の理由により、一時的に見守り等の支援が必要な方に対して社会に適応するための日常的な訓練、その他の支援を行います。



集落作業



釣りクラブ



加計呂麻バザー

- ・作業時間は個性に応じて3つのグループに分かれて活動しています。（チャレンジG・作業棟G・リハビリG）
- ・作業内容：草刈りや散歩、ちぎり絵、陶芸、紙ひもバック作りや貝殻細工のアクセサリ作りなど
- ・余暇の時間は、カラオケや釣りクラブなどを楽しんでいます。
- ・毎年4月の最終土曜日に運動会、7月の最終土曜日には夏祭りを開催しています。 あそびにきてね♥

社会福祉法人 聖隷福祉事業団

のぞみ園

障害児通所支援

住所：〒894-0005

奄美市名瀬佐大熊町11-3

TEL：0997-53-1718

FAX：0997-53-1718

MAIL：sohyama@sis.seirei.or.jp

利用時間：月～土

8時30分～15時

月～金：未就学児の療育

土：学童児の療育



のぞみ園は、子育て支援の施設です。
子育ての中で、「育てにくさ」「気になる
こと」など、ひとりで悩まずお気軽にご相談
ください!!



療育目標

障害や発達につまづきのある子ども達の
家庭での保育のお手伝いをし、日常生
活の動作を身に付け、遊びを通して、コ
ミュニケーションの力や社会性を育て、豊
かな経験の中で子育てを支援しています。



療育内容

年齢や発達に応じて3グループで療育
を行っている。子ども支援・保護者支援・地
域支援を柱として、子ども一人ひとりに合
わせて、個別支援計画を作成し丁寧な関
わりを大切にしています。

NPO法人
障害者グループホーム

ひかりの宿

グループホーム

住所：〒894-0046

奄美市名瀬小宿1700番地1(里)

TEL：0997-54-8056

FAX：0997-54-8066

MAIL：hikarinoyado@chorus.ocn.ne.jp

利用時間： 24時間



特定非営利活動法人 栄光 を母体として、平成22年12月1日事業開始。障害者自立支援法による、一体型指定共同生活介護事業所で、共同生活介護及び共同生活援助を行っている。

入居対象者：精神障害者 知的障害者 身体障害者
障害程度区分1及び2の方

定員：10人

入居期限：無し

従業員：12人

病状は安定して退院許可が出ているが、住居がないため入院しているいわゆる社会的入院者を受け入れてお世話する域移行の働きをしています。

24時間対応!!

1日3食おいしいごはん



野菜の自家栽培!!!



事業所紹介

社会福祉法人 クリスト・ロア会
多機能型事業所

星 窪 き ら り

自立訓練

生活介護

住所：〒894-0411

大島郡龍郷町赤尾木1490-1

TEL：0997-62-5065

FAX：0997-62-2419

MAIL：hope.hoshinoko@aurora.ocn.jp

利用時間：月～金 8時～17時

※土日祝祭日と12/31～1/3は
お休みになります。

※名瀬地区、笠利地区の無料送迎をしています

“私たちは笑顔で
大切に支援いたします”



『きらり職員の有資格』

社会福祉士	1名
介護福祉士	5名
ケアマネージャー	2名
知的障害援助専門員	2名
保育士	3名

※実際の職員数とは異なります。

アクセスマップ



§ 自立訓練事業(生活訓練) §(2年間の有期限です)

自立した日常生活を営むために必要な訓練(洗濯・買い物・掃除など)、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

§ 生活介護事業 §(障害区分3以上の方が利用できます)

生活に必要な基本的な動作(食事・排せつ・入浴 などの)の支援を行い、健康状態を把握して健康管理に向けて取り組みます。



野菜栽培



調理実習



生活技術



レクリエーション



リサイクル活動



買い物体験



散歩(ウォーキング)



食事会

【星窪きらりの由来】

希望の星学園は、龍郷町赤尾木の太平洋と東シナ海に挟まれ「星窪」と言われる円形型の美しい海岸の側に建っており、“希望の星”の由来ともなっています。その歴史ある我が本体施設の“希望”と“星”から“希星(きらり)”と名付け、利用者がこの事業所を通して、自身のきらりと光るものを身につけることができるように、また、キリストの生誕の際に三人の博士を導いた星のように、道しるべとなれるような事業所になりたいという願いを込めました。

社会福祉法人 愛誠会
障害者支援施設

星の園

施設入所支援

短期入所

生活介護

相談支援事業

日中一時支援

住所：〒894-0411

大島郡龍郷町赤荻1356番地

TEL：0997-62-3392

FAX：0997-62-3020

MAIL：hoshi1356@po.minc.ne.jp

利用時間：

生活介護 月～土 9時～17時

施設入所支援 年中無休

短期入所 年中無休

日中一時支援 年中無休

※ご希望により送迎も致します

社会参加と自立した生活を目指します

本人、保護者と話し合いながら、個別の支援計画を作成し、関係機関との協力連携をとりながら自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援しています。

施設入所支援・生活介護 定員70名

※障がいのある方が自立した日常生活又は
社会生活を営むことができるよう、
入浴・排泄・食事の介助、創作的活動の機会の提供を行います。

短期入所

※個々の身体その他の状況に応じて
入浴・排泄・食事等の支援を行います。



母の日フラワーアレンジメント♡

ホットケーキ作りを楽しみました♪



習字教室



日中の創作的活動を生活・遊び活動、文化・リズム活動、趣味・ものづくり活動の3つの活動に分け、個々の能力に合わせて日常生活で自立を促し、障害のある方が多くの可能性が広がるよう支援していきます。

NPO法人

ユーアイ自立支援の会

ユーアイ工房



☆就労継続支援B型 定員 54名

通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

☆自立訓練(生活訓練) 定員 6名

生活のリズムを作り、安定した生活を送ることを目的とした訓練を行い、就労に結び付けるための支援を行います。



夜光貝やまべ貝の貝殻を利用した
アクセサリを制作・販売します

就労継続支援B型

自立訓練

住所：〒894-0047

奄美市名瀬小俣町3番50号

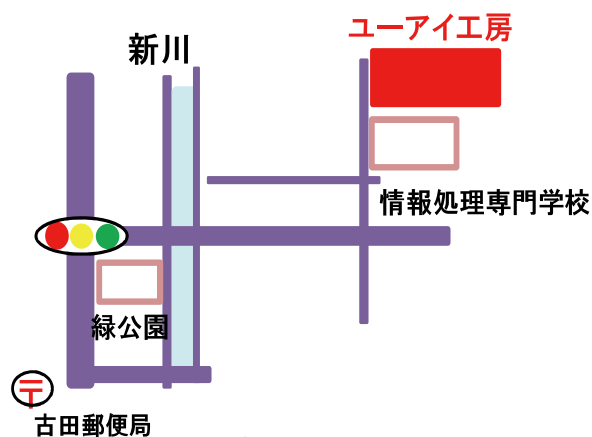
TEL：0997-54-1800

FAX：0997-54-1809

MAIL：npo-uaiikai@world.ocn.ne.jp

HP：<http://www6.ocn.ne.jp/~uaiikai/>

利用時間：月～金 10時～15時



焼酎びんのリユースを通して
環境活動を行っています



心身に障害のある方々の「働きたくても働く場所や機会がない」「日中の活動場所がない」に応えます。
「就労や活動場所の提供」の輪を多くの地域に広げ、障害を持つ方々の生きがいづくりの支援を行います。

医療法人 啓心会 地域活動支援センター
指定特定相談支援事業所

ゆ ら い

地域活動支援センター

相談支援事業



住所：〒894-0035

奄美市名瀬塩浜町13番1号

TEL：0997-57-7417

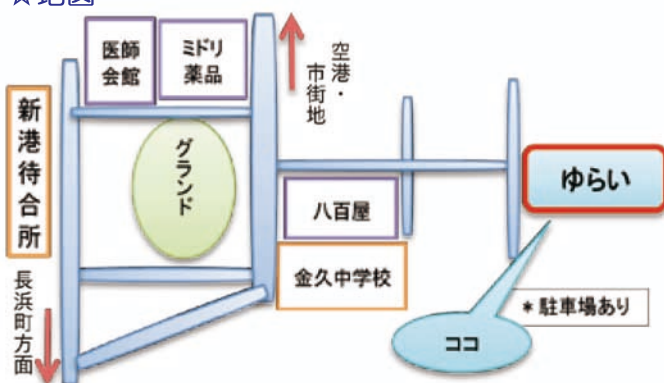
FAX：0997-57-7418

MAIL：yurai@jasmin.ocn.ne.jp

利用時間：月～土 9時～17時

※日、祝日、年末年始(12/31～1/2)はお休み

☆地図



☆サービス内容

【憩いの場】

ちょっと一息、お茶を飲んだり好きな時に
来て自由に過ごせる場所です。
見学はお気軽にどうぞ!(^_^)!

【利用サービス】

飲料・入浴・洗濯サービスをご利用頂けます。

◇利用料	・飲料(終日)	50円
	・入浴	100円
	・洗濯機利用	100円

【サービス等利用計画の作成】

障害をお持ちの方やそのご家族が、障害福祉
サービス(ヘルパー・就労支援事業所等)を
適切に利用できるように相談支援専門員が
サービス等利用計画を作成します。

【相談の場】

日常生活の悩み事等について、電話や面接等で
相談に応じます。

【情報提供の場】

生活や仕事に役立つ情報、各種制度(障害年金、
生活保護、障害者手帳等)の情報提供を行います。

【交流の場】

地域行事や施設行事への参加を通じ、交流を深め
ます。参加は自由です。

【創作的活動・生産活動の場】

手工芸やパソコン教室、料理教室等の活動を行
います。



地域で生活されている障がい者の方々が安心して暮らせるよう、日常生活の支援、生活相談、地域活
動等を行い、利用者の社会復帰、自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

◇施設行事として、昼食会や夕食会、料理教室、手工芸などの様々なプログラムを毎月用意しており、
参加は全て自由です。

◇相談支援事業所として、日常生活の様々な相談に専門のスタッフが応じます。

※お問い合わせ：月～金のAM9：00～PM5：00で直接来所して下さい。お問い合わせ下さい。

社会福祉法人 瑞穂会
障害者支援施設

施設入所支援

生活介護

ワークセンター奄美



住所：〒894-0104

大島郡龍郷町浦字脇田1820番地

TEL：0997-62-2480

FAX：0997-62-2636

MAIL：workcenter@po.minc.ne.jp

利用時間：月～金 9時半～16時半

場所のご案内



* 施設入所支援（定員30名）年中無休
主に夜間において、入浴、排泄、食事等の
介助、介護等の支援を行います。

* 生活介護（定員31名）月曜～金曜
昼間に、入浴、排泄及び食事等の介助や、
創作活動、生産活動を通じて身体機能また
は生活能力の維持・向上のために必要な支
援を行います。

☆サービス内容（施設入所支援居室）2人部屋



（遠足でのポーズ写真）



（生活介護場での風景）



その他

- * 送迎サービスも行っています。
- * 生活等に関する相談及び助言
- * 生産活動の機会の提供
- * 月一回のクラブ活動もあります。

- * 当施設は、「ワークセンター奄美」・「ジョイワーク奄美」二つの施設が同じ敷地内にて、別々の事業を行い、日中大勢の利用者が共用の場にて交流し楽しんでいます。
- * また、三障害誰でも利用できるようになりました。
- * 働きたい方、介護を受けたい方、興味のある方はワークセンター奄美までお問い合わせください。

社会福祉法人 瑞穂会
多機能支援事業所

就労移行支援

就労継続支援B型

ジョイワーク奄美



施設正面入り口

住所：〒894-0104
大島郡龍郷町浦字脇田1820番地
TEL：0997-62-2480
FAX：0997-62-2636
MAIL：workcenter@po.minc.ne.jp
利用時間：月～金 9時半～16時半



☆サービス内容（就労移行支援の場合）



（売店での施設製品等）



* 就労移行支援（定員6名）
一般就労を希望される障害のある方に対して必要な知識を習得するための支援を行います。

* 就労継続支援B型（定員14名）
生産活動を通し、働くことへの意欲、知識や能力を高めるための支援を行います。

（施設内グラウンド・ゴルフ場）



他に就労継続支援B型では

- * 製糖作業
（黒糖類製造）
- * 養鶏作業
（鶏飼育、卵、鶏肉販売）
- * 園芸作業
（さとうきび栽培）
など、行っています！

* 当施設は、「ワークセンター奄美」・「ジョイワーク奄美」二つの施設が同じ敷地内にて、別々の事業を行い、日中大勢の利用者が共用の場にて交流し楽しんでいます。

* また、三障害誰でも利用できるようになりました。

* 働きたい方、介護を受けたい方、興味のある方はジョイワーク奄美までお問い合わせください。

11. 訪問介護事業所一覧

あおぞらホームヘルプサービス

奄美市名瀬幸町 20-6

TEL 53-2825

やさしく思いやりのある介護タクシーをモットーに身の回りのお世話や移送サービスで受診や外出の援助をいたします。

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○
移送サービス	○	○	○	○



秋名の郷

大島郡龍郷町幾里字濱崎 179 TEL 62-4111

利用者様がご自身で、自立した日常生活を送る事が出来ますように、援助や相談、助言などを行っています。

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



奄美佳南園ホームヘルプ事業所

奄美市名瀬平田町 7-15

TEL 52-8688

佳南園のヘルパーは、みんな明るく元気です。利用者さんが、残在機能を生かし、自分らしく生活していけるように身体介護、生活援助を心掛けて支援しています。

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



奄美佳南園ホームヘルプ事業所

奄美市名瀬平田町 7-15

TEL 52-8688

自宅で介護・看護師と三人でゆったりとした時間の入浴を提供します。入浴時の穏やかな表情が私たちの喜びです。

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○



奄美市社会福祉協議会

笠利ゆうあい事業所	奄美市笠利町万屋 1255-1	TEL 63-2529
住用ゆうあい事業所	奄美市住用町西仲間 1221	TEL 69-2190
名瀬ゆうあい事業所	奄美市名瀬長浜町 5-6	TEL 52-7601

～あなたらしい生活のお手伝い～

それぞれのニーズにお応えできるよう精一杯支援いたします。まずはお気軽にご相談ください。

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



名瀬



住用



笠利

*同行援護も行なっています。

奄美地域福祉事業所 がじゅまる

奄美市名瀬末広町 9-3 中央会館ビル1F TEL 53-3570

私たちワーカーズコープは、働く人々・市民が皆で出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って人と地域に役立つ仕事を起こす協同組合です。

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



ケアセンター きらら

奄美市名瀬小俣町 17-25

TEL 52-5425

～地域での生活のお手伝い～

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



*同行援護も行なっています。

生協ヘルパーステーションあまみ

奄美市名瀬長浜町 14-12

TEL 57-7373

～生きる喜びのある生活づくりをめざして、サービスの提供に努めます～

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



その他

生協ヘルパーステーションせとうち

瀬戸内町古仁屋大湊 6 登山ビル 2 階 TEL 72-3567

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○
移動支援	○	○	○	○



瀬戸内町社協居宅介護事業所

瀬戸内町古仁屋船津 23

TEL 72-4144

～社協は在宅福祉の老舗です～

福祉は時代や社会の変化により、その役割を変えてきましたが、障がい者の生活に関わり、障がい者が生活の拠点である地域社会を拠り所としていることは変わらないものだと考えております。

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	現在休止中			
居宅介護	○	○	○	○



龍郷町社協訪問介護事業所

大島郡龍郷町瀬留 967

TEL 62-5020

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



つばさ訪問介護センター

奄美市名瀬小浜町 30-6

TEL 53-5050

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



虹の丘 障害福祉サービス事業所

奄美市名瀬小宿字苗代田 3416-1

TEL 54-8888

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



ふれあいクリニック居宅

奄美市名瀬西仲勝 1221

TEL 54-9963

一人ひとりを大切にするという基本方針を元にヘルパー一同元気に笑顔で頑張っています！

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



ヘルパーステーション エム・ケイ

奄美市名瀬長浜町 18-11 佐藤ビル 205号

TEL 53-4636

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○			○
居宅介護	○			○



ヘルパーの家なんり

奄美市住用町 610-1

TEL 56-2103

利用者様がご自身で、自立した日常生活を送る事が出来ますように、援助や相談、助言などを行っています。

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



ホームヘルプサービスセンター住用の園

奄美市名瀬長浜町 14-12

TEL 57-7373

生きる喜びのある生活づくりをめざして、サービスの提供に努めます。

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



めぐみの園指定障害福祉サービス事業所

奄美市名瀬西仲勝 1221

TEL 54-9963

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



その他

ライフケアわかば

奄美市名瀬長浜町 11-10

TEL 53-7038

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



わんわん障害福祉ネット

奄美市名瀬幸町 11-9

TEL 55-1911

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



芦穂の里訪問介護事業所

奄美市名瀬芦花部字不津 1470

TEL 54-6006

内容	身体	知的	精神	児童
重度訪問介護	○	○	○	○
居宅介護	○	○	○	○



12. 各種相談・問い合わせ

市町村相談窓口			
	機関名称	住所	連絡先
福祉サービスについて	奄美市福祉政策課ゆうあい係	奄美市名瀬幸町25番8号	0997-52-1111
	奄美市住用総合支所 市民福祉課	奄美市住用町西仲間111	0997-69-2111
	奄美市笠利総合支所 いきいき健康課	奄美市笠利町中金久141	0997-63-2111
	大和村 保健福祉課	大和村大和浜100	0997-57-2111
	龍郷町 保健福祉課	龍郷町浦110	0997-62-3111
	宇検村 保健福祉課	宇検村湯湾915	0997-67-2211
	瀬戸内町 保健福祉課	古仁屋船津23	0997-72-1111
年金について	奄美市 国保年金課	奄美市名瀬幸町25番8号	0997-52-1111
	奄美市住用総合支所 市民福祉課 市民サービス係	奄美市住用町西仲間111	0997-69-2111
	奄美市笠利総合支所 市民課 市民サービス係	奄美市笠利町中金久141	0997-63-2111
	大和村 住民税務課	大和村大和浜100	0997-57-2111
	龍郷町 町民課	龍郷町浦110	0997-62-3111
	宇検村 住民税務課	宇検村湯湾915	0997-67-2211
	瀬戸内町 町民課国民年金係	古仁屋船津23	0997-72-1111
	奄美大島社会保険事務所	奄美市名瀬塩浜町3番1号	0997-52-4341
大島支庁保健福祉環境部 地域保健福祉課		奄美市名瀬永田町17番3号	0997-57-7243
名瀬保健所 健康企画課		奄美市名瀬永田町17番3号	0997-52-5411
鹿児島県立大島養護学校		龍郷町芦徳1912-2	0997-62-3050
大島児童相談所		奄美市名瀬小俣町20番2号	0997-53-6070
相談支援事業所			
	機関名称	住所	連絡先
	地域活動支援センター ゆらい	奄美市名瀬塩浜町13番1号	0997-57-7417
	相談支援事業所 チャレンジドサポート奄美	奄美市名瀬小浜町24番8号	0997-53-1651
	相談支援事業所 星の園	龍郷町赤尾木1356	0997-62-3392
就業相談			
	機関名称	住所	連絡先
	名瀬公共職業安定所	奄美市名瀬長浜町1番1号	0997-52-4611
	あまみ障害者就業・生活支援センター	奄美市名瀬長浜町5番6号	0997-69-3673
地域の相談員			
	機関名称	住所	連絡先
	民生委員・児童委員	奄美市名瀬幸町20番3号	0997-52-1111

13. 奄美地区地域自立支援協議会

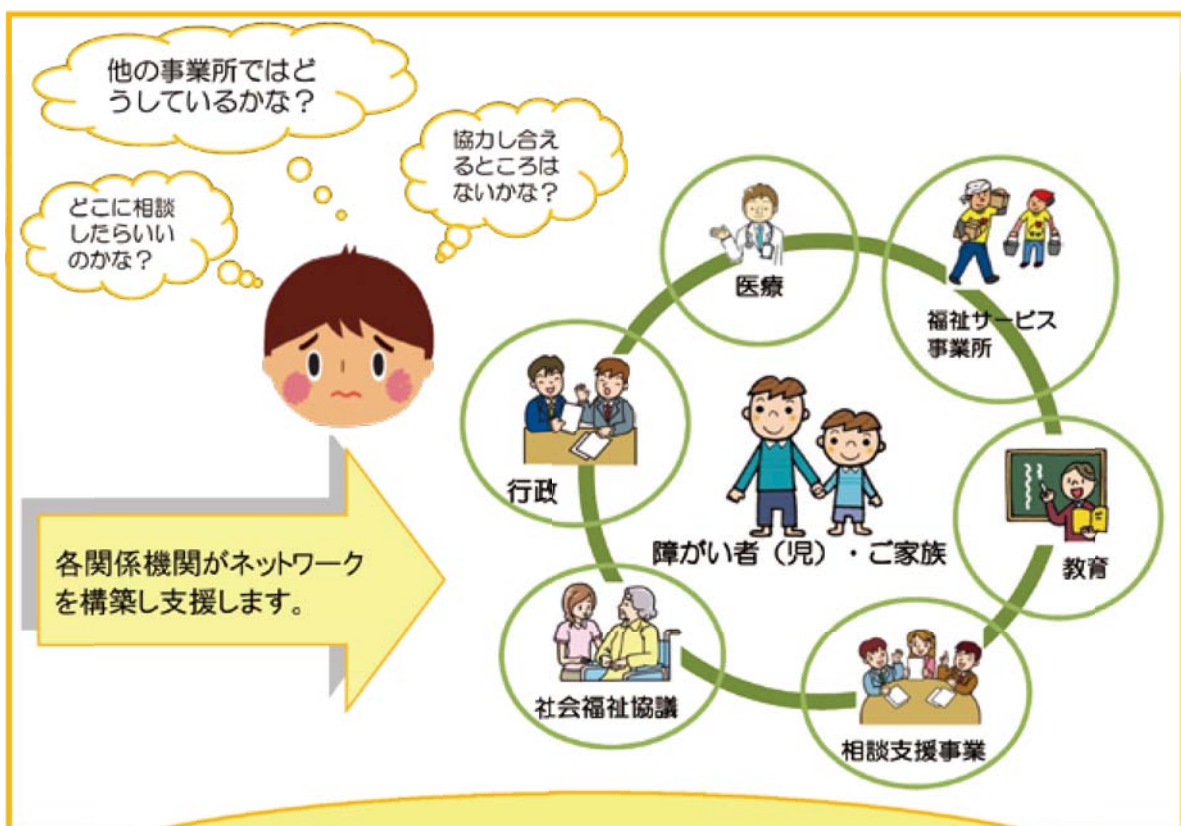
みんなで繋がろうでい！奄美 奄美地区 地域自立支援協議会

～障がい者（児）を支えるネットワークづくり～

地域自立支援協議会とは？

平成18年に施行された障害者自立支援法により、自治体が実施する地域生活支援事業の一つとして設立するものです。地域における障がい福祉関係者による連携や支援の体制、地域の課題や新たな支援方法などについて協議します。

奄美地区では、奄美市、大和村、龍郷町、宇検村、瀬戸内町の自治体が共同で、相談新事業所、障害者福祉サービス事業所、保健、医療、教育、雇用、行政などの関係者が委員となり、平成22年4月に「奄美地区地域自立支援協議会」が設置されました。



障がい者が必要とする支援の検討や、関係者の情報共有を行い課題解決にあたります。

事務局：奄美市福祉政策課 52-1111

内線 1625

笠利町

- 1 笠利町歴史民族資料館
須野
TEL.0997-63-9531
- 3 太陽が丘総合運動公園
万屋 1164-1
TEL.0997-63-1169

- 5 奄美空港
和野 374-4
TEL.0997-63-2251

- 6 奄美パーク
節田 1834
TEL.0997-55-2333

- 8 ばしゃ山村
用安 1246-1
TEL.0997-63-1178

- 9 レストランひわき
用安 1314-2
TEL.0997-55-2580

龍郷町

- 11 りゅうゆう館
浦 1837
TEL.0997-62-5566

- 12 龍郷町役場
浦 110
TEL.0997-62-3111

- 13 ペンションティダ結いの家
赤尾木 1747-4
TEL.0997-55-4333

- 14 サンサン王国夢織りの里
大勝 3213-1
TEL.0997-62-3888

大和村

- 17 喫茶・工房てるぼーず
国直 73
TEL.0997-55-8070

- 19 大和村役場
大和浜 100
TEL.0997-57-2111

住用町

- 25 道の駅マングローブパーク
住用町石原 478
TEL.0997-56-3355

宇検村

- 26 宇検村役場
湯湾 915
TEL.0997-67-2211

瀬戸内町

- 31 瀬戸内徳洲会病院
古仁屋瀬久井 1358-1
TEL.0997-73-1111

奄美バリアフリーマップ

A面 奄美大島全体



障害者用 駐車場	障害者用 トイレ	車椅子対応 エレベーター	エスカレーター	スロープ	手すり有り
車椅子 貸出	休憩 OK	宿泊 OK	観光 OK	お買物 OK	お食事 OK
入浴 OK	入浴 OK	サポート 有り	車椅子使用者 割引	視覚障害者 割引	聴覚障害者 割引
オストメイト	点字ブロック	点字表示	盲導犬 OK	バリアフリー マーク一覧	

-

-

- 

- 

- 淹美

- 

- 

-

- 

- 内  

- 
- 

- 

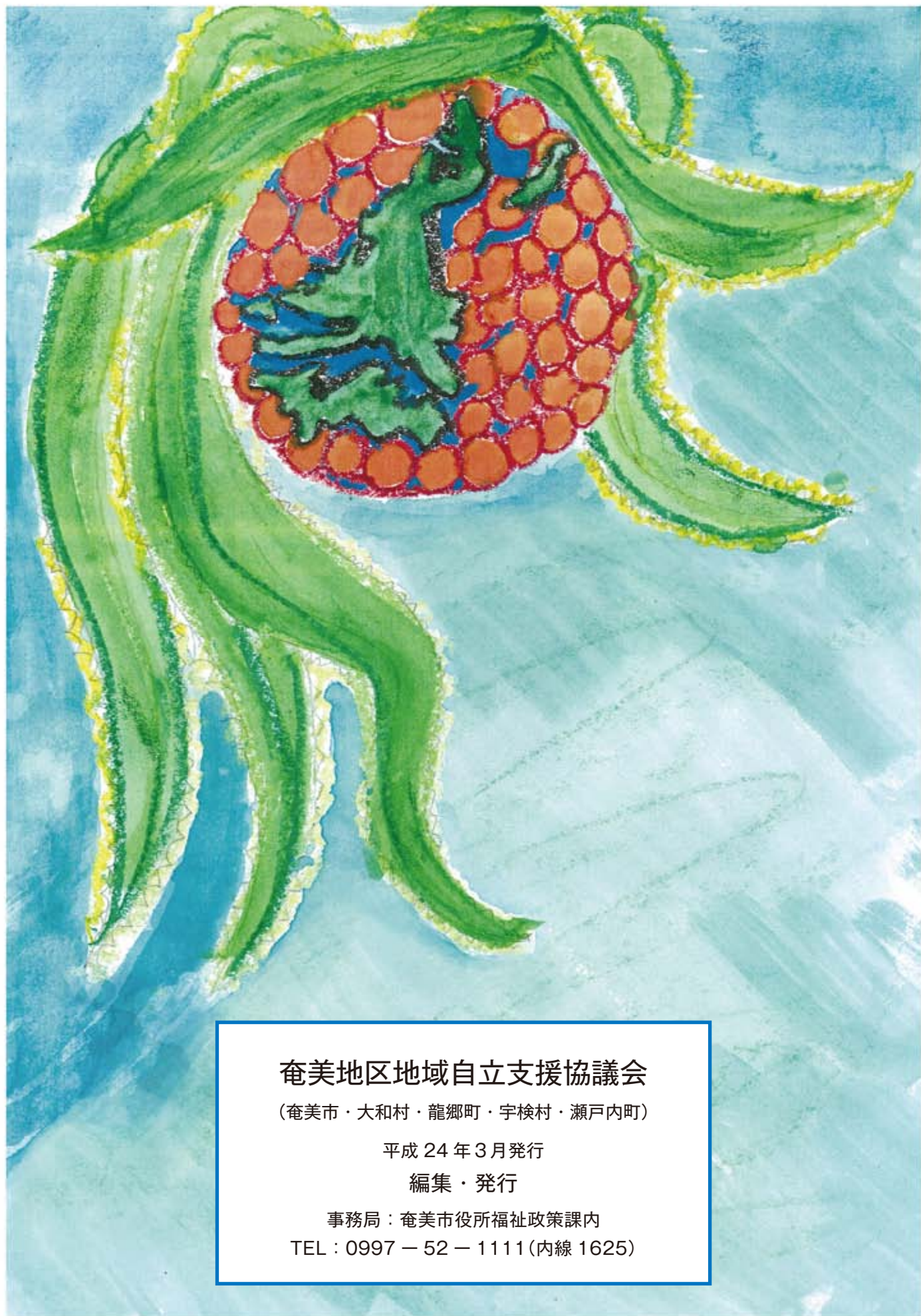
-

奄美バリアフリーマップ

B面 名瀬全体



- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |  |
| 障害者用
駐車場 | 障害者用
トイレ | 車椅子対応
エレベーター | エスカレーター | スロープ | 手すり有り |
|  |  |  |  |  |  |
| 車椅子
貸出 | 休憩 OK | 宿泊 OK | 観光 OK | お買物 OK | お食事 OK |
|  |  |  |  |  |  |
| 入浴 OK | 入浴 OK | サポート
有り | 車椅子使用者
割引 | 視覚障害者
割引 | 聴覚障害者
割引 |
|  |  |  |  | | |
| オストメイト | 点字ブロック | 点字表示 | 盲導犬 OK | | |



奄美地区地域自立支援協議会

(奄美市・大和村・龍郷町・宇検村・瀬戸内町)

平成 24 年 3 月発行

編集・発行

事務局：奄美市役所福祉政策課内

TEL：0997－52－1111(内線 1625)

絵：みかさん タイトル：地域活動支援センターゆらいメンバーに協力いただきました。